

住居表示の実施による

会社・法人などの変更登記の手引き

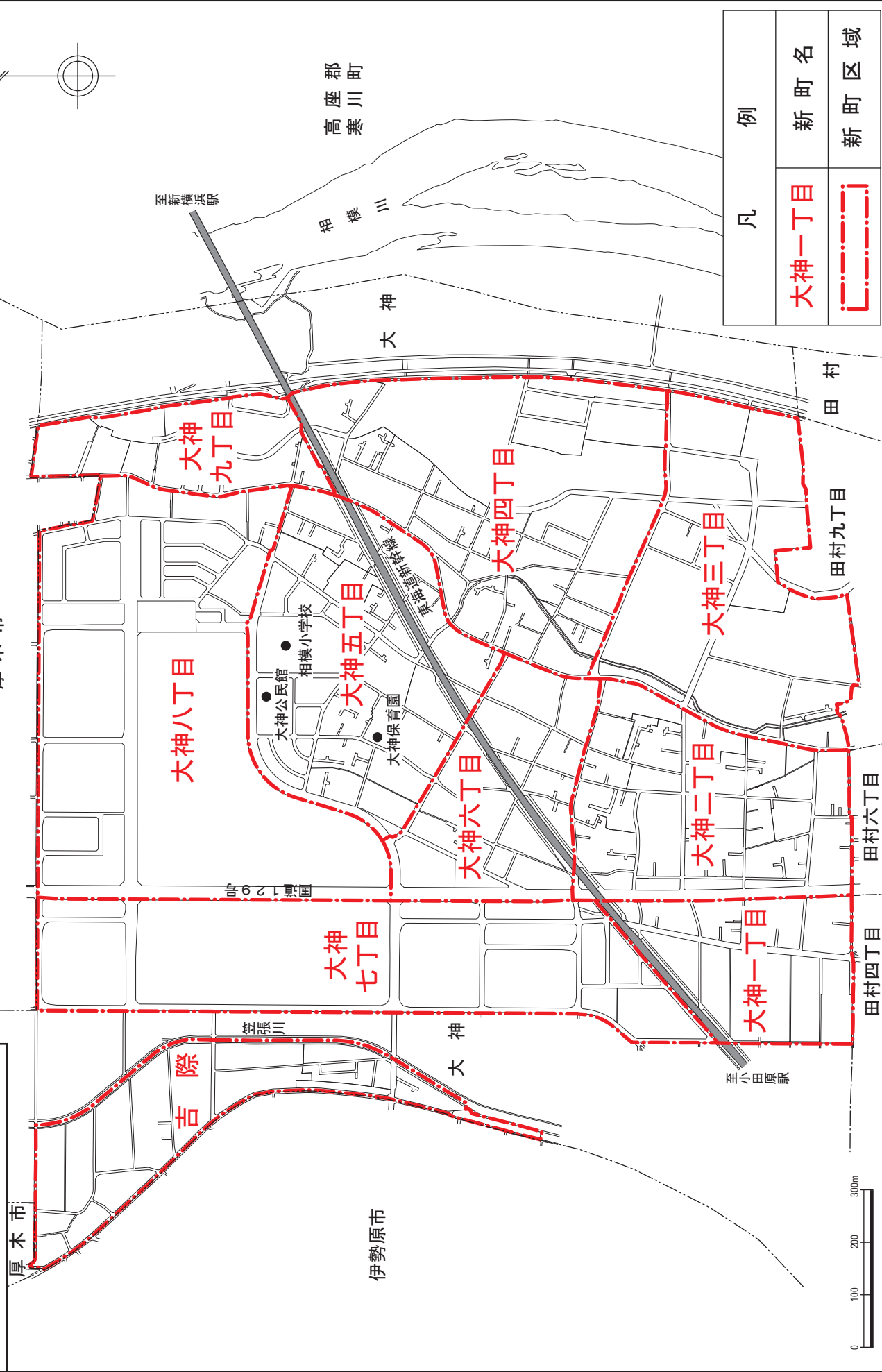
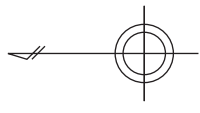
目次

はじめに	1
1 登記申請手続きについて	2
2 本店の所在地の表示が変更になった場合	3
3 支店の所在地の表示が変更になった場合	4
4 代表者等の住所の表示が変更になった場合	5
5 会社等所有の不動産の名義人住所の変更	6
6 登記申請書の作成方法・記載例	7
7 法務局案内	12



平塚市

新しい町名と町区域



凡例	
	大神一丁目
	新町名
	新町区域



厚木市

厚木市

伊勢原市

高座郡
寒川町

大神
相模川

大神九丁目

大神八丁目

大神五丁目

大神六丁目

大神四丁目

大神二丁目

大神三丁目

大神七丁目

大神一丁目

田村九丁目

田村六丁目

田村四丁目

至新横浜駅

至小田原駅

吉際

笠張川

120号

相模川
相模川駅

相模小学校

大神公民館

大神保育園

はじめに

現在、大神・吉際地区では、住所を表す際に字名と地番を用いています。

しかし地番は、住所を表すためのものではなく、土地に付けられた番号です。

そのため、地番は一軒の家で一つとは限りません。また、同じ地番に多くの家が建っていたり、土地の売買などによって分筆・合筆が行われ、枝番や欠番が生じていたりし、大変複雑化しています。

そこで、住所の表示を分かりやすいものにするため、大神・吉際地区で、令和5年10月16日に住居表示を実施することになりました。住居表示は、分かりやすく訪ねやすいまちづくりのための制度として、法律に基づいて全国的に実施されています。

実施により、会社等の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当する会社等の代表者等は、管轄の法務局に対して変更登記の手続きが必要になりますので、お手数をおかけいたしますが、この手引書をご参照のうえ、手続きをお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際、住居番号設定通知書兼証明書(注)を添付すれば、免除されます。

(注)住居番号設定通知書兼証明書については、「住居表示の手引き」P.3をご参照ください。

1 登記申請手続きについて

□ どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地の表示が変更になった場合 (3・4 ページ参照)
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の表示が変更となった場合 (5 ページ参照)
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地建物等の不動産について所有権等の権利を持っている場合 (6 ページ参照)

□ 登記期間 (登記すべき期間)

本店 (主たる事務所) 所在地の管轄法務局での変更登記…住居表示実施日から2週間以内

※ 法人が所有する不動産の登記名義人の住所変更登記には、手続きの期限はありません。

□ 変更登記をしなかった場合

本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記上の本店の表示が旧表示のままなので、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

□ 必要書類等

提出先	必要書類等
神奈川県内(横浜・川崎除く)の本店 又は主たる事務所の場合 横浜地方法務局 湘南支局 〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3 TEL 0466-35-4620 (平日 8:30~17:15)	① 会社変更登記申請書 ② 住居番号設定通知書兼証明書 ③ 法務局への届出印 ※住居番号設定通知書兼証明書を添付すると、 登録免許税が免除されます。

ご不明な点がございましたら、上記提出先までお問い合わせください。

2 本店の所在地の表示が変更になった場合（横浜地方法務局湘南支局での手続き）

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書兼証明書を添付して横浜地方法務局湘南支局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

ア 支店がない会社の場合（本店が変更の対象となった場合）

「大神2391番地の1」にある「株式会社□□」の所在地の表示が、「大神五丁目12番17号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（1通）*法務局への届出印を押印
住居番号設定通知書兼証明書（1通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 2週間以内
- ④ 申請先 横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可）

イ 支店がある会社の場合（支店も変更の対象となった場合）

「大神2391番地の1」にある「株式会社□□」の支店の所在地の表示が、「大神五丁目12番17号」に変更になった場合の手続きは、前記アのとおりとなります。

3 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書兼証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

東京都世田谷区に本店がある「株式会社□□」の支店の所在地の表示が、「大神2391番地の1」から「大神五丁目12番17号」に変更になった場合の手続きは、次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（1通）*法務局への届出印を押印
住居番号設定通知書兼証明書（1通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 2週間以内
- ④ 申請先 本店を管轄する法務局（郵送でも可）
※この例では東京法務局世田谷出張所

4 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役）の住居番号設定通知書兼証明書を添付して、**本店所在地を管轄する法務局**に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

平塚市内に本店がある「株式会社□□」の代表取締役「法務 太郎」さんの住所の表示が、「大神2391番地の1」から「大神五丁目12番17号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

【本店の所在地で行う登記】

- ① 必要書類 変更登記申請書（1通）*法務局への届出印を押印
住居番号設定通知書兼証明書（1通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 2週間以内
- ④ 申請先 本店を管轄する法務局（郵送でも可）※この例では横浜地方法務局湘南支局

※株式会社の代表取締役（又は有限会社の取締役及び監査役）が複数名おり、それぞれが住所変更登記の対象となる場合は、それぞれの住居番号設定通知書兼証明書が必要となりますので、ご注意ください。

会社の本店と代表者等の住所がいずれも住居表示実施区域内にある場合、本店変更登記と代表者等の住所変更登記は、同時に（1枚の申請書で）手続きをすることができます。

この場合、申請書に添付する住居番号設定通知書兼証明書は、会社分と代表者個人分をそれぞれ1通ずつ添付してください。

⇒記載例2（9ページ）参照

5 会社等所有の不動産の名義人住所の変更

☆この手続きは、必ず、会社等の所在地の変更登記（3ページ参照）を済ませた後に行ってください。

(1) 手続き

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、本店の変更登記を済ませたことを証する「履歴事項全部証明書(有料)」(注)を添付して、**不動産所在地を管轄する法務局**に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

「大神2391番地の1」に本店のある「株式会社□□」の所在地の表示が、「大神五丁目12番17号」に変更になり、この会社が平塚市内に土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

※会社の本店変更登記手続きを先に済ませる

- ① 必要書類 所有権登記名義人住所変更登記申請書（1通）
履歴事項全部証明書※本店での変更登記が完了したことを証するもの（1通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 期間の定めはないので、必要の際に申請してください。
- ④ 申請先 不動産を管轄する法務局（郵送でも可）
※この例では横浜地方法務局西湘二宮支局

※「所有権登記名義人住所変更登記申請書」の作成方法等については、「**住居表示の手引き**」の16ページ以降に詳細を掲載しておりますのでご参照ください。

なお、「住居表示の手引き」では、添付書類として「住居番号設定通知書兼証明書」が必要と記載しておりますが、会社・法人の場合は、上記のとおり「**履歴事項全部証明書**」となりますのでご注意ください。

郵送による申請

申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便又は簡易書留郵便により、当該不動産を所管する法務局宛に送付してください。

なお、登記が終わると登記完了証をお渡しします。登記完了証の郵送を希望する場合は、郵便切手（簡易書留以上）を貼付した返信用の封筒を同封してください。

(注)

「履歴事項全部証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。ただし、変更登記申請書に会社法人等番号（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。

6 登記申請書の作成方法・記載例

次ページ以降に主なケースにおける記載例があります。これを参考にして登記申請書を作成してください。

【記載例1】株式会社の本店変更（8ページ）

株式会社の本店が住居表示実施区域内にある場合

【記載例2】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）（9ページ）

株式会社の本店と代表取締役の住所がともに住居表示実施区域内にあり、それぞれの変更登記を一括して申請する場合

【記載例3】会社所有の不動産の所有権登記名義人住所変更（10ページ）

住居表示により本店が変更となった会社が不動産を所有している場合

【記載例4】委任状（11ページ）

各種の登記手続を代理人に委任する場合

〔留意事項〕

- ・管轄法務局は、平塚市内の法人は横浜地方法務局湘南支局、平塚市内の不動産は横浜地方法務局西湘二宮支局となります。その他の管轄法務局については、法務局ホームページでご確認ください。
- ・法務局では、**予約制により電話及び窓口での手続き案内を行っております。**登記申請書の作成においてご不明な点があれば、事前に電話でお申込みください。

【記載例 1】 株式会社の本店変更

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されてもかまいません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。

法務局への届出印



連絡先を記載

会社変更登記申請書

電話番号 **0000-00-0000**

わかる場合記載

1. 会社法人等番号 **0000-00-000000** 会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載

フリガナ 1. 商号 **〇〇ショウジ 〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり

1. 本店 **平塚市大神2391番地の1** 変更前の本店

~~1. 支店~~ 不要なものは消す

1. 登記の事由 ~~住居表示の実施による 代表取締役・取締役・監査役の住所変更~~
本店・~~支店~~の変更

1. 登記すべき事項 ~~令和5年10月16日住居表示の実施による~~
~~代表取締役、取締役、監査役の住所変更~~
~~神奈川県平塚市大神 丁目 番 号~~

令和5年10月16日住居表示の実施による 本店・~~支店~~の変更
神奈川県平塚市大神 **五丁目12番17号** 変更後の本店

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 証明書 **1** 通 本人申請の場合は削除
~~委任状~~ ~~通~~

上記の通り登記の申請をします。

令和 **5** 年 **10** 月 **20** 日 法務局へ提出する日 (令和5年10月16日以降提出のこと)

申請人 本店 **平塚市大神五丁目12番17号** 変更後の本店

商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり

~~代表取締役~~ 住所 **平塚市浅間町9番1号**

取締役氏名 **法務 太郎** 届出印

~~申請代理人~~ 住所 **氏名** 資格と氏名は登記簿のとおり
~~氏名~~ 印鑑は法務局への届出印

本人申請の場合は削除

横浜地方 法務局

湘南支局

御中

提出先の法務局名
※平塚市内の会社・法人は
横浜地方法務局湘南支局

【記載例2】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されてもかまいません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。

法務局への届出印

連絡先を記載
電話番号 **0000-00-0000**

会社変更登記申請書

わかる場合記載

1. 会社法人等番号 **0000-00-000000**

フリガナ **〇〇ショウジ**

1. 商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり

1. 本店 **平塚市大神2391番地の1** 変更前の本店

~~1. 支店~~

1. 登記の事由 住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
本店・~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項 令和5年10月16日住居表示の実施による
代表取締役 **法務太郎** ~~取締役~~、~~監査役~~ の住所変更
神奈川県 平塚市 大神 **五** 丁目 **12** 番 **17** 号

令和5年10月16日住居表示の実施による 本店 ~~支店~~ の変更
神奈川県 平塚市 大神 **五** 丁目 **12** 番 **17** 号 変更後の住所・本店

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税 会社名のもものと個人名のもの

1. 添付書類 証明書 **2** 通 本人申請の場合は削除
~~委任状~~ 通

上記の通り登記の申請をします。

令和 **5** 年 **10** 月 **20** 日 法務局へ提出する日 (令和5年10月16日以降提出のこと)

申請人 本店 **平塚市大神五丁目12番17号** 変更後の本店
商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり

代表取締役 住所 **平塚市大神五丁目12番17号** 変更後の住所
~~取締役~~ 氏名 **法務太郎**

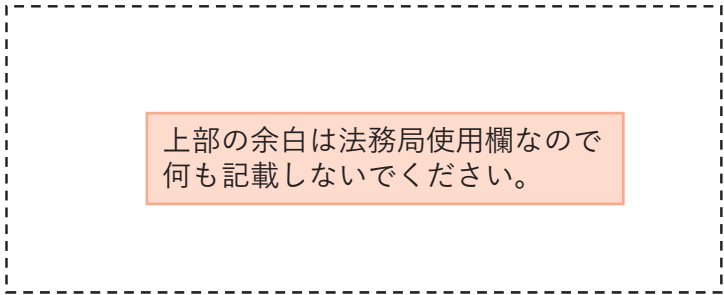
申請代理人 ~~住所~~ ~~氏名~~ 資格と氏名は登記簿のとおり
印鑑は法務局への届出印

本人申請の場合は削除

横浜地方 法務局 **湘南支局** 御中 提出先の法務局名
※平塚市内の会社・法人は 横浜地方法務局湘南支局

【記載例3】会社所有の不動産の所有権登記名義人住所変更

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されてもかまいません。



捺印

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和5年10月16日 住居表示実施

変更後の事項 **本店**
~~住所~~ 平塚市 大神 **五** 丁目 **12** 番 **17** 号

変更後の本店

申請人 **本店**
~~住所~~ 平塚市 大神 **五** 丁目 **12** 番 **17** 号

氏名 **株式会社 ○○○○**
(会社法人等番号0000-00-000000)
代表取締役 法務 太郎

住所・会社名・代表者名を記載し押印

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

連絡先を記載

添付書類 登記原因証明情報 **1** 通

本店の変更登記をしたことを証する履歴事項証明書を添付
(申請人欄に会社法人等番号を記載した場合は不要)

令和 **5** 年 **10** 月 **20** 日申請 **横浜地方** 法務局 **西湘二宮支局**

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

提出日・提出先法務局を記載

不動産の表示
土地

所在は新町名、地番・地目・地積は権利書等を参照して記載
(不動産番号を記載した場合、所在・地番・地目及び地積の記載は省略可)

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	平塚市大神五丁目	2391 番 1	宅 地	567 89
		番		

建 物

不動産番号	0987654321012	所在	平塚市大神五丁目 2391 番地 1		
家屋番号	2391 番 1	種類	事務所	構造	鉄筋コンクリート造2階建
床面積	1階 567.89 m ²	2階	567.89 m ²		

【記載例4】委任状（登記手続を代理人に委任する場合）

委 任 状



法務局への届出印

神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚 太郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

令和5年10月16日 住居表示の実施に伴う本店の変更登記を
管轄法務局へ代理して申請する一切の件

変更登記の事由を記載
(代表取締役の住所変更の場合、
「代表取締役の住所」と記載)

令和5年10月〇日

神奈川県平塚市大神五丁目12番17号
〇〇商事株式会社
代表取締役 法務 太郎



変更後の本店を記載し、
法務局への届出印を押印

7 法務局案内

横浜地方法務局 湘南支局

管轄	商業・法人	横浜市及び川崎市を除く神奈川県全域 ※平塚市内の法人はこちら
	不動産	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町

【所在地・連絡先】
 〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3
 電話:0466-35-4620
 ※登記の御相談は事前に電話予約を
 してください。

【交通】
 JR東海道線 辻堂駅
 東口改札北口出口から徒歩5分

【受付時間】
 午前8:30 ~ 午後5:15
 土・日・祝日・年末年始(12/29~
 1/3)は休業

横浜地方法務局 西湘二宮支局

管轄	商業・法人	証明書交付等のみで、登記申請は取扱っていません。
	不動産	平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、中郡、足柄上郡、足柄下郡

【所在地・連絡先】
 〒259-0123
 中郡二宮町二宮1240-1
 電話:0463-70-1102
 ※登記の御相談は事前に電話予約を
 してください。

【交通】
 JR東海道線 二宮駅 徒歩8分
 又は神奈中バス「堂面」 徒歩5分

【受付時間】
 午前8:30 ~ 午後5:15
 土・日・祝日・年末年始(12/29~
 1/3)は休業

お問い合わせは……

住居表示について

平塚市役所 都市整備部 都市整備課

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

TEL 0463-21-8783(直通)

商業・法人登記について

横浜地方法務局 湘南支局

〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3

TEL 0466-35-4620

不動産登記について

横浜地方法務局 西湘二宮支局

〒259-0123 中郡二宮町二宮1240-1

TEL 0463-70-1102